

あなたも

「自転車安全利用推進員」として活動してみませんか？



自転車の安全な利用を促進するために活動していただけるボランティアを募集しています！！

京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第10条に規定する、自転車に関する交通安全教育や広報・啓発活動等を行う「自転車安全利用推進員」を募集しています。

- ◇ 活動の内容 自転車交通安全教室での指導や、自転車の安全な利用に関する広報啓発活動を、出来る範囲内で自主的に行っていただきます。
 - ※ 京都府や警察から、自転車の安全利用に関する活動についての情報提供を行います。また、協働活動への参加についてもご案内することがあります。
- ◇ 身分等 自転車安全利用推進員の身分等は次のとおりです。
 - ① 公務員ではありません
 - ② 報酬は支給されません
 - ③ 委嘱期間は委嘱を受けた年度の翌々年度の10月31日まで
例：平成30年4月1日に委嘱を受けた方の場合
→ 平成30年4月1日から平成33年10月31日まで
- ◇ 応募資格
 - ◇ 京都府自転車安全利用推進員講習【京都府】
 - ◇ サイクリングインストラクター講習【財団法人日本サイクリング協会】
 - ◇ サイクリングディレクター検定講習【財団法人日本サイクリング協会】のいずれかの講習を受講した方、若しくは
 - ◇ 自転車安全整備士
 - ◇ 自動車教習指導員のいずれかの資格を有する方
- ◇ 問い合わせ 京都府の担当課、または、最寄りの警察署にお尋ねください
 - ◆ 宛先（問い合わせ先）
京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課
〒 602-8570
京都市上京区下立売通新町西入
電 話 075-414-4367（直通）
FAX 075-414-4255

『自転車の安全な利用の方法』を広く府民の方々に理解してもらうためのボランティア活動です。あなたの行動力をぜひ活かしてください！！